



手続き・申請

結婚新生活を始める費用を補助します

伊奈庁舎地域推進課 ☎58・2111 (内線1301)

30万円を上限に新婚世帯の引越し費用などを補助

新たに婚姻した世帯を対象に住宅取得・賃貸、引越し費用について予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象要件や申請書、添付書類などの詳細は市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

▼補助対象世帯Ⅱ令和2年1月1日～令和3年3月31日の間に婚姻し、市内に居住する夫

婦のうち、世帯所得340万円未満で婚姻時の夫婦の年齢が34歳以下の新婚世帯。

▼補助金の額Ⅱ30万円
※1世帯あたりの補助上限額。



福祉

在宅介護慰労金を支給します

伊奈庁舎介護福祉課 ☎58・2111 (内線4301)

満65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族の方で、次のすべての要件に該当する場合は、介護慰労金(10万円)が支給されます。

なお、支給を受けるには申請が必要です。

▼支給要件

◎基準日：7月31日現在

次の①～④すべてに該当する方

- ①介護者および被介護者が市内に居住していること
- ②基準日に要介護4または5と認定されている方
- ③基準日より過去1年間で、介護保険サービスを利用していない方(1週間までのショートステイの利用を除く)
- ④介護者および被介護者が市民税非課税世帯であること

助成金(国)、雇用継続支援事業助成金(市)など申請書類の作成相談

▼開催日Ⅱ7月29日、8月5日、12日、19日、26日 毎週水曜日 午後1時～午後5時

▼相談料Ⅱ無料

▼場所Ⅱ谷和原庁舎1階ロビー

▼申し込み方法Ⅱ事前に電話で予約してください。

▼相談内容Ⅱ家賃支援給付金(国)、持続化給付金(国)、雇用調整



お知らせ

令和2年度地籍調査のお知らせ

谷和原庁舎建設課 ☎58・2111 (内線5206)

市では、今年度の地籍調査事業の対象区域を左図のとおり計画しています。地籍調査事業とは、宅地・田畑・山林など土地

一筆一筆を土地所有者の立会いのもと、位置、地目、隣地との境界などを確認する調査です。この調査結果は、地籍簿や地籍図として記録され、法務局にて法的に保護されます。これにより、個人財産である土地を

お送りしますので、ご協力をお願いします。

後々売買や相続する時に起こりうる無用なトラブルから回避することに なります。この事業に要する経費は国・県・市が負担しますので個人負担は一切ありません。

なお、今年度調査対象区域に土地をお持ちの方には、後日、立会いについての通知をお送りしますので、ご協力をお願いします。

今年度対象地区：野堀地区の一部

◎図中の太線で囲んだ地区が、今年度の調査対象地区です。

